

令和7年2月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年2月10日 月曜日 午後3時01分から午後4時04分まで
- 2 開催場所 保健福祉センターなわ 多目的ホール
- 3 出席委員 (29人)

会 長	15番	江原 宏昭			
農業委員	1番	尾古 礼隆	8番	中川 勝彦	
	2番	佐伯 守	9番	小谷 恵	
	3番	前田 繁昌	10番	岡田 浩司	
	4番	石原 文義	11番	森田 博文	
	5番	安藤 幹雄	12番	濱田 厳	
	6番	矢田 考志	13番	米澤 誠一	
	7番	山下 一郎	14番	遠藤 幸子	
推進委員	1番	小原 啓一	9番	二宮 聖貴	
	2番	高見 昭久	10番	吉野 徹	
	3番	永岡 幸光	11番	青木 尚	
	4番	福永 博昭	12番	上田 陽介	
	5番	山崎 拓司	13番	椎木 知奈美	
	6番	河村 富士夫	14番	野口 浩義	
	8番	戸野 悦宏	15番	山根 章司	

- 4 欠席委員 (1名) (推委7番 高虫 秀樹)
- 5 議事録署名委員の決定 (13番 米澤 誠一、14番 遠藤 幸子)
- 6 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地台帳への登録について
 - 議案第4号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について
 - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
 - 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について
- 7 報告事項
 - (1) 賃貸借の解約について
 - (2) その他
- 8 その他
 - (1) 定例会の日程について
 - (2) その他

9 農業委員会事務局職員

局 長	徳 永 貴
主 幹	坂 田 真 寛
主 幹	西 川 援
事務補助員	山根江利子

10 会議の概要

事務局 それでは、議長のほうよろしく願いいたします。

議長 【議長挨拶】
・時候挨拶。
・地方創生について。

議長 今日の欠席届は、7番の推進委員さんが欠席ということですので、現在の出席者は過半数を超えておりますので、会議が成り立つことを宣言いたします。これから開催させていただきます。
それからですね、議事録署名人ですけど、12番委員さん、それから13番委員さん、よろしくお願いします。

議長 それから会務報告ですけど、これから事務局のほうにしてもらいますけど、質問があれば挙手をお願いします。
それでは事務局のほう、説明をお願いします。

事務局 【会務報告】
(1月10日) ・定例農業委員会について。
(1月15日) ・名和地区農業相談日について。相談件数なし。
(1月24日) ・農業経営改善計画審査委員会、ともに目指す！担い手強化支援事業プラン審査会について。
(1月27日) ・経営開始資金の給付に係る事前審査会、青年等就農計画認定審査会について。
(1月29日) ・地域計画の策定に向けたWEB意見交換会について。
(1月31日) ・農業委員会職員研修会（WEB参加）について。

議長 はい、ありがとうございました。
何か質問等ありましたら。
すみません。訂正ということで、議事録署名人のことですけど、農委12番委員さんでなくて、前回やってますんで、13番委員さん、それから14番委員さんに訂正させていただきます。よろしくお願いします。失礼しました。
それでは、無いようですので議案の審議に入りたいと思います。

議長 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。
譲渡人・譲受人等は、議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲

渡事由のほうを説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

番号 8、〇〇、畑 1 筆、471㎡。譲渡事由は贈与になります。

本申請は、兄弟間の贈与という形になっておりまして、本申請地は既に譲受人が耕作のほうをされておりまして、名義を変えたいという相談がありまして今回の申請になっております。取得される農地では、野菜を作付けされる予定です。

続きまして番号 9、〇〇、田 1 筆、畑 1 筆、合計 2,039㎡。贈与になります。

本申請地のうち、田 1 筆については、令和 4 年度から利用権設定で譲受人が借り受けて耕作をされており、手放したいと考えておられました譲渡人が譲受人と協議されまして、今回、譲渡人所有の畑 1 筆とともに取得されることになったものです。取得農地では田は水稻、畑は野菜を作付けされる予定です。

番号 10、〇〇、田 4 筆、合計 6,814㎡。こちらも贈与になります。

本申請の譲渡人については、番号 9 の譲渡人と御夫婦になりまして、そちらの贈与という形になります。

番号 9 と同じく、4 筆とも令和 4 年度から利用権設定で譲受人が耕作をされておりまして、手放したいと考えておられました譲渡人が譲受人と協議され取得されることになったものです。

取得の農地では、1 番目と 4 番目の田んぼは野菜、他の 2 番目 3 番目の田んぼは水稻を作付けされる予定です。

いずれも農地法第 3 条の許可要件であります「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「地域との調和要件」を全て満たしていると考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、午前中現地確認されておりますので、8 番について農委 7 番委員さん、9 番、10 番につきましては農委 6 番委員さん、お願いします。

農委 7 番委員

7 番です。

午前中、農委 6 番委員、それから推委 10 番委員、それと事務局の〇〇さんと 4 人で現地確認に行っていました。

8 番の申請地は〇〇集落から〇〇〇のほうに上がって行く町道辺りの農地でございまして、現地につきましては、既に野菜等が作付けしてあり、農地として利用されていたので問題無いと思います。よろしくお願いいたします。

農委 6 番委員

6 番です。

今日午前中、同じように農委 7 番委員、推委 10 番委員、事務局とで現地を確認してまいりました。

9 番の〇〇△△△△のほうはですね、先ほど事務局から説明があったとおり、令和 4 年度より作付けしておられるところで、去年もですね、作付けがしてあり管理もされておりました。

10番の△△△-△に関しては、野菜が植えてありまして、これも管理されておりました。あと〇〇の△△△、△△△に関しても、昨年度、作付けした跡がありましたので管理されておりました。

9番の△△△△と10番の△△△△につきましては、耕作がどうもされてないようですが、管理はされておりました。

ちなみに今日はですね、雪で見えなかったんですが、1週間前に事務局のほうで写真を撮っておられましたので、現地にも確認は行きましたが、写真も見ながらの確認とさせていただきました。

御審議のほど、よろしくお願いいたしますします。

議長

はい、ありがとうございます。

何か質問がございます方は、挙手をお願いいたします。

それでは、無いようですので、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員うちゅうことですので、挙手多数により許可することに決定いたします。

議長

続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法第5条第3項の規定により審議を求めます。

番号3番ですが、目的は駐車場、申請者については2ページに記載のとおりです。

番号3、番号4ともに同じ事業者による転用になりますが、令和7年3月にオープン予定の観光農園、〇〇〇〇〇〇〇と書いて「〇〇〇〇〇」と言いますが、そのための来園者用及び従業員用の駐車場、つまり観光農園専用駐車場という目的になります。

観光農園の場所は、後のページのほうで説明いたします。

申請者についてですが、履歴全部事項証明書のほうには、元々は鮮魚販売や水産加工品の製造、販売等という記載でした。令和5年に農産物の生産、加工、販売等も加えて農業に参入され、農園オープンに向けて準備をされているところ です。

観光農園事業の内容ですけれども、イチゴが3月から6月、そしてまだ確定ではないようですが、バラのほう が4月以降ということで現在準備中です。

位置図については、4ページを御覧ください。

詳細のほうは5ページに載せておりますが、□□□□□□から西へ約400mに位置する農地になります。

5ページの左側には航空写真を掲載しておりますが、番号3と番号4の農地の間に法定外公共物、いわゆる赤道が走っております。役場建設課で払下げの相談をされておりますが、手続き完了が3月中のオープンには間に合わないため、

一先ず赤道は避けて整備をするということです。その保証として、同一事業に対して2つの申請を行うことになったと申請者のほうからは聞いております。

そして、観光農園の場所は、この地図上で言いますと「番号3申請地」の農地ですね、その右側のほうに、□□□□□□方面へ道路に沿って約150mほどにあるガラスハウス内になります。

こちらの「〇〇△-△」は農振のほうに入っておりますが、観光農園の駐車場は農業用施設という位置付けになりまして、農林水産課のほうで農地利用計画変更の手続き、つまり農振除外ではなくて農地の利用方法を変更しますよ、という手続きのほうは完了しております。

農地区分としては、役場から500m以内にある農地ということで第2種農地に相当する農地となり、代替地の検討が必要になります。

当初は農園の道路を挟んだすぐ裏側の農地を検討していましたが、交渉が不調に終わり、本申請地となっております。

全体の土地利用計画については、はぐっていただきまして、6ページを御覧ください。

駐車場計画地の西側、◇◇◇◇◇◇◇◇側ですけれども、こちらの町道を利用して、出入りを行う計画です。

「〇〇△-△」については、従業員とアルバイト用の駐車を想定されております。

事業計画書及び聞き取りでは、従業員が3名、役員が1から2名、季節パート1名、外部委託1名で、さらにアルバイト数名を雇用予定ということです。

雨水排水計画については、隣の7ページを御覧ください。

農地として復元が出来るよう、アスファルト舗装は行わないということで聞いております。

碎石を敷いて地下浸透させる計画ですけれども、弾いて流れる分も考慮し、水路を管理している〇〇自治会からの排水同意書を取得されています。

将来的には土地を取得したい意向もあるようですけれども、現時点では「30年間の賃借権設定、それから番号4の筆も合わせて全筆で年間※円、そして期間満了後には原状回復を行う」「碎石を取り除いて元の農地に復元する」ということでお互いに合意をされ、押印のある確認書のほうが申請書に添付されております。

続きまして番号4ですけれども、一旦2ページに戻っていただければと思います。

目的のほうは駐車場、申請者については番号3と同様で、記載のとおりとなっております。

そして、今度は8ページを御覧ください。

こちらのほうに航空写真を載せておりますけれども、法定外公共物「赤道」の左側3筆になります。

こちら3筆は農振には入っておらず、農地転用の手続きのみになります。

ざるを得ませんし、ハウス周りの農地は所有者にも耕作の意思があり、断念をされました。

また農地以外としては、近くの山林も検討されましたけれども、接道が狭かったり、深い谷で造成費用が掛かったりという状況でした。そのため、既存の農業用ハウスにも近く、トラックの乗り入れが可能な幅の道路に面しており、最終的に地権者から理解が得られた本申請地を申請されるに至ったということです。

転用部分ですけれども、まず12ページの地積測量図を御覧ください。

ページ中段の右側の図ですけれども、②と表示されています、枝番が付番されていない部分が一つ目になります。

続いて、13ページを御覧ください。

こちら中段の右側の図ですけれども、②と表示されている、枝番が付番されていない部分が二つ目になります。

そして、その左側に見えていますが、○○△△△は全面積が転用となります。

土地利用計画図については、14ページを御覧ください。

申請地北側の道路から出入りを行い、南側に生産資材の保管や、土入れ作業を行う農業用倉庫を建設されます。

倉庫前に軽トラを2台置き、フォークリフト作業が行われます。右横には従業員用2台の記載をしておりますけれども、繁忙期には従業員4名程度が駐車をされる予定です。

倉庫の左側は、購入した生産資材を倉庫内に移動する前に、一時的な仮置き場として利用することもあるそうです。

今回の転用計画は令和6年度の補助金を活用して整備されるものになります。

右側の土地ですけれども「残地」と表示されています2筆については、令和7年度補助金を活用して出荷調整ハウス等の整備を行う計画と聞いていますので、その際はまた転用申請をしていただく流れになります。

また、現時点では農地のままなので◇◇さん名義のままであり、転用までの管理も◇◇さんが行うということで、○○○○○○○○○○○○○○○○○○さん
と◇◇さん、申請者双方で合意済みとのこと。

倉庫の平面図については、15ページを御覧ください。

生産資材を両側に、中央に機械類を配置しまして、フォークリフトも使用して土入れ作業等をされる計画です。

16ページのほうには倉庫の外観ということで、立面図を載せていますのでご確認ください。

雨水排水計画については、隣の17ページを御覧ください。

埋め立て整地部分の雨水は碎石敷により地下浸透させ、土地の境界からは30cm程度後退させて敷く計画となっています。

また、倉庫屋根からの雨水は排水管にて西側の排水路へ放流するということで、○○水田土地改良区のほうからの同意書を取得されています。

給排水図については、18ページに記載をしておりますので御確認ください。
今回の転用では、まだ道路の本管には接続は行いません。

次の残地部分の転用で、今回転用地の進入路付近に作業場を建てる計画でありまして、その際に本管へ接続するというふうに聞いております。

今回の転用後、夏以降に転用申請がなされる見込みです。

なお、こちらの農地のほうは農振に入っていますが、農振側の手続きとしては、農林水産課での用途区分変更の手続き、「農地の利用方法を変更しますよ」という手続きになりますけれども、そちらのほうは完了しております。

その他、添付書類としましては、隣接同意書、土地改良区の同意書、事業実施可能な残高証明書及び補助金交付決定通知、また計画面積や被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は特に問題は無いというふうに判断しております。

説明については以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

午前中に現地の確認をされてますので、農委6番委員さんのほうからよろしくをお願いします。

農委6番委員 はい。6番です。

2ページに戻っていただいて、番号3、番号4なんですが、現地のほうはですね、管理がしてあるけど耕作がされていない所でした。どうも4枚に分かれていて圃場が小さくてですね、なかなか耕作ができないような農地でございました。

説明があったとおり、観光農園が近くに駐車場にするということで、近くに駐車場等が全くない状態で、敷地内にですね、停められる状態でないんでというのが現状です。

審議の程、よろしくお願いします。

農委7番委員 7番です。

次の3ページですけれども、この場所については、先ほど、事務局からも説明がありましたけれども、〇〇〇〇保育所、〇〇のあった所の東側の地域でございまして、説明のとおり、基盤整備をした水田であったということでございます。

ただ現地については、転用して作業場を建てるような位置としては、適正な場所かなあと思って見てまいりました。

それと、農業用施設ということで、大規模なハウス農家さんでございます。また今後、規模拡大をしていくということでの取り組みだということをお聞きしまして、農業用に必要な施設ということなので、転用はやむを得ないのかなあということで現地は見てまいりました。

皆さんの御審議の程を、よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、何か質問等がございましたら、よろしくお願いします。

(推委1番委員、挙手)

はい、どうぞ。

推委1番委員 推進委員1番です。

2ページの3と4のところにあります賃貸借時間ですが、30年間ということで記載がしてあります。ちょっと確認せずに「ふっ」と思いついたんですけども、民法上は20年間でないといけない。大丈夫ですかね、借地法の関係で。

議長 いいですか、事務局。

事務局 先ほどの質問は、「20年でなくて大丈夫でしょうか」ということ。

推委1番委員 20年を超えているんで、超過しているぶんについては、期間的に法に触れることはないでしょうかね、ということです。

事務局 すみません。お待たせいたしました。

改正民法のほうで、存続期間の上限が50年となっておりますので、今回30年の期間ですので、問題は無いと思っております。

推委1番委員 昔のあれで、申し訳ないです。

議長 よろしいでしょうか。

他にありましたら。

それでは無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

議長 続きまして議案第3号、農地台帳への登録について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第3号、農地台帳の登録について。下記土地について、農地法第2条第1項の適用を受ける土地であることの可否について議決を求めます。

20ページを御覧ください。

農地法第2条第1項で、『農地』とは、耕作の目的に供される土地」ということで定義をされておりますが、今回、担当地区の委員さんより、その区域の土地に農地の状態になっているものがあり、農地登録をしたほうが良いのではないかということでお知らせを頂きまして、確認しましたところ、農地、田んぼや畑の地目ではなく、農地台帳のほうに登録されていない土地があったということになりますので、今回、登録について皆様にお諮りをいたします。

対象となる土地について、番号1、2ともに〇〇の集落の下手にある農地と繋がった土地という形になります。

農地の区画については20ページ右側に、農地ナビの画像に、こちらのほうで加工した図のほうを御確認頂ければというふうに思います。

番号1については、4年前ですけれども、令和3年2月の10日に非農地ということで、農業委員会で議決を行った土地になりまして、その後の手続きで、地目が畑から原野に変わっておりまして、登記地目としては原野になっている

ものになります。

番号2については、農地登録をされた履歴はございませんで、以前から山林の地目であったものになります。

農地登録について、非農地をするときと同様に、地権者のほうに意向確認ということでお手紙を送りまして、確認を行いましたけれども特に御意見のほうはありませんでした。

登録後については、地権者に登録についての通知をするとともに、町の農林水産課、税務課のほうに情報提供のほうを行います。

なお、今回農地登録について議案のほうを上程させていただきました。

初めての案件という形で、議案を作らせていただいたものになりますけれども、今後、議案として審議を頂く案件としては、今回のように、土地全体が農地の状態になっているけれども、登記地目や、税務課の固定資産税の課税地目がどちらも農地ではない「田」「畑」ではない状態であり、また、地権者や耕作者からの申し出でないケースということ想定しております。

説明については以上になりますので、御審議の程よろしく願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。

それでは、農委7番委員さんのほうから説明をお願いいたします。

農委7番委員

はい。この度、この2筆については、昭和50年代から既に農地ではあったんですけども、私が小さい頃から。途中で放棄地状態になったりだとかっていう状況があって、番号1番については、先ほど事務局から説明がありましたように、農業委員会で非農地ということで通知した土地ですけども、今回、一昨年にまたそこをきれいに重機を入れられて、農地として復元をされ、今、既に耕作2年目でございます。

そういった農地でございますので、この2筆については、農業委員会の土地台帳に掲載されていない状況だということが分かったもので、私のほうから、ここは既に農地になっているし、耕作しておられるので、農地台帳に挙げていただくことによって、多面の事業の対象農地にもできますので、そういった意味合いもありまして、今回お願いをし、現地も今日は雪で全く見えませんが、普段ずっと2年間見てまいりまして、ずっと耕作しておりますので、農地ということでは間違いのないということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。

何かこれにつきまして、質問等がございましたら挙手をお願いします。

はい。無いようですので、原案のとおり登録することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで、挙手多数により登録することに決定をさせていただきます。

議長

続きまして、議案第4号、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。議案第4号、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について。荒廃農地の発生解消状況に関する調査に基づき、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された下記の土地について、農地法第2条第1項の適用を受けない土地であることの可否について議決を求めます。

今年度、6月24日にスタートしました農地パトロールですけれども、9月の24日からは農地ではない可能性のある土地についても現地確認をしていただき、委員の皆様には大変お世話になりました。

その後、土地所有者等へは利用の状況や意向について確認を行いまして、もう耕作出来ない等の確認が取れた土地については、農林水産課及び土地改良区へ情報提供のうえ、農地除外の可否の確認を行いました。

そして最終的な非農地の判断ということで、21ページから25ページまでの計163筆について、議案に上程をさせていただきました。

非農地の判断の対象地としてまとめたものを、25ページに集計表として付けております。

今年度につきましては、登記地目が「田」について、47筆、面積にして31,642.18㎡。登記地目が「畑」について、110筆、面積が81,764.23㎡。「その他」と書いてありますけれども、登記地目が田や畑でないもの、例えば原野とか山林ということですので、それが6筆、面積にして16,630㎡です。ということで、合計が163筆の130,036.41㎡となっております。

今後の予定としましては、所有者等へ非農地の通知のほうを行います。

また、関係機関にも情報提供を行います。

自然的に農地でなくなったものにつきましては、税務課を経由しまして、職権で法務局へ地目の変更の申し出を行う予定です。

その他につきましては、ご自身で地目の変更を行うよう、通知に記載して案内するという流れになっております。

説明については以上です。

議長

ありがとうございました。

このことにつきまして、何か質問等がございましたら挙手をお願いします。

はい。それでは無いようですので、原案のとおり、非農地にすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。

全員挙手ということで、非農地にすることに決定をいたします。

議長

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局の説明を

お願いします。

事務局

はい。議案第5号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については、議案に記載のとおりです。

この法律についてですけれども、附則に書いてあります期間が、次の3月末までという形になっておりますので、次回の3月の定例会で議決を頂くものが、いわゆる相対と言われる、機構を通さない利用権設定の設定というものは最後になります。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

何か質問等がございましたら、挙手をお願いします。

それでは、無いようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで、原案のとおり決定をいたします。

議長

続きまして、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については議案に記載のとおりですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは、審議に入りたいと思います。

番号の60番、61番、97番から102番、それから152番から153番、75番から77番、105番につきましては後で審議したいと思いますので、それを除いた分について審議をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

何か質問等がございましたら、挙手をお願いします。

(農委7番委員、挙手)

はい、農委7番委員さん。

農委7番委員

7番です。

37ページが一番最後の番号87番の件ですけれども、先ほど付替えということでしたけれども、右と左に書いてある人物が同じ人物であるようですけれども、付替えっていう意味が、これが間違っているのか教えてください。

議長
事務局

事務局。

はい。質問頂きました件について、お答えをさせていただきます。

番号187について貸出人と借受人、同じ方という形になります。

187番については、これまで貸出人はもちろんこの方という形なんです、借受人さんとしては別の方が耕作をされていた農地になります。で、この方と言いますか、機構の農地バンクを通じて、近隣の耕作者さんが耕作をされるという場合で、自分の農地を機構に貸して自分が借り受けるというケースがごくまれにありまして、今回そのケースという形になります。

ちなみに11月の定例会で、同じ〇〇の農地をたくさん、この方が借りられておりますけれども、同じように自分の農地を機構に出して、自分が借りるという案件もありましたので、ごくまれですがあるケースという形になります。

農委7番委員 11月には気が付きませんでしたけども、一遍、土地所有者と機構と貸し借りを5年なら5年しました。機構が保有している間に他の第三者に貸しました。その人がやめて一遍機構に返すけども、残期間があるから付替えになるのか、そこで返した時点で解消したら、第三者がやめた時点で機構に戻るという考え方になるわけですか。

土地所有者本人に戻るのではなくて、という考え方なのか、いつの時点でするんなら、今回はきちんと期間満了まで済んでないから途中で振り替えたという意味合いなのか、満了しようがしまいが途中という意味合いですか。

議長
事務局

事務局。

はい。失礼します。

この付替えという言葉がちょっと、機構の取扱いというところになってしまいうのでちょっとあれなんですけれども、機構の取扱いとしては、1年以内に機構、今回の場合は前耕作者さんがやめられた時点で一旦地権者さんまで合意解約をされている形になるんですけれども、1年以内に再度、貸し出しをされて、別の耕作者さんが作られるという場合に、ちょっと機構の言葉の使い方としては付替えという言葉を使うという形になります。

農委7番委員さん、おっしゃられるような形の残期間を、また別の耕作者さんが使う場合も付替えという形の言葉を使っているというところになりますので、ちょっとそこところは機構の付替えの定義はちょっとそういう形というところと御理解を頂けると助かります。

農委7番委員 付替えについては分からんでもないんですけども、土地所有者が機構に貸して、それをまたは機構から借りるという行為自体、何の意味があるだかいな。こがな、手間なことせんでもいいような気がするですけど。

事務局

はい、失礼します。

おっしゃられることは非常によく分かります。

結局、機構にまとめて貸し出すと、何々っていうところのものが、この1月の区長会の後に回覧で農地の貸し借りは農地バンク、機構経由に変わりますっていうところをお配りさせていただいた中に、機構に貸し出すメリットみたい

なところで地主さん宛てのものが、書かせていただいているものになりまして、メリットとしてはそういうことがあるからこそ、こういうことを、同じ方だけど機構を介してあえて貸し借りをするということがされているというところになりますので、確かにまどろっこしいことをやっているのは、おっしゃられることは非常に理解をするところですが、このような形で機構を介して自らに貸し出しをするという形をとっておられるという形であります。

議長 農委7番委員さん、よろしいですか。

農委7番委員 良いも悪いも、よう分からん。

要は一遍、その地域全体が機構に全部貸して、機構は担い手に農地が集約できるように再配分したら、たまたま元の所有者に貸し出したっていう方法論の中に、たまたま入ったというような意味合いで理解すればいいのかな。

事務局 ありがとうございます。

まとめていただいて、ありがとうございます。

理解としてはそれで間違いはないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 よろしいですか。

その他、ありましたら。

無いようですので、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。

それでは、挙手多数により承認することに決定をいたします。

議長 それでは、先ほど言いました番号が付してあります番号につきまして、順番に審議していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

推委15番委員さん、(議事参与の制限のため)退室をお願いします。

(推委15番委員、退室)

それでは、60番について審議をいたします。

何か質問がございましたら、よろしくお願いします。

異議なしということですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。

全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

(推委15番委員、入室)

続きまして、農委10番委員さん(議事参与の制限のため)退室をお願いします。

(農委10番委員、退室)

それでは、61番、97から102番、152番から153番について審議をいたしたいと思います。

何か質問等がございましたら。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。

挙手多数により、承認することに決定をいたします。

(農委10番委員、入室)

それでは続きまして、75番から77番について審議をいたします。

(推委4番委員、退室)

何か質問等がございましたら、挙手をお願いします。

無いようですので、賛成される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。

挙手多数により、承認することに決定をいたします。

(推委4番委員、入室)

続きまして、農委8番委員さん。

105番の審議を行いたいと思います。

(農委8番委員、退室)

何か105番について、質問等がございましたら、挙手をお願いします。

無いようですので、原案のとおり賛成する方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

それでは、挙手多数により承認することに決定をいたします。

(農委8番委員、入室)

議長 それでは、その他、報告事項がありますけど、それは後で見ておいてください。

事務局 その他、事務局はありますでしょうか。

議長 7番のほうで。

議長 はい、分かりました。

議長 それでは、その他に入りたいと思います。

次の農業委員会の定例農業委員会の日程についてですけど、次は3月の10日、月曜日、午後3時から、この場所、保健福祉センターなわで行いたいと思います。

現地確認当番につきましては、農委1番委員さん、推委9番委員さん、推委11番委員さんとなっておりますので、よろしくお願いします。

その他、事務局より連絡がありますので、よろしくお願いします。

事務局

【その他】

・ 閉会後の事務連絡について。

議長

それでは、その他、何かございませんでしょうか。

無ければ、閉会といたします。

本日はありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 米澤 誠一

議事録署名委員 遠藤 幸子

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。